

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、

第23条第5項の情報について

株式会社プロワーク 派05-300050

横手市増田町三又字羽場4-3

事業年度：令和6年2月1日から

令和7年1月31日まで

1. 派遣労働者の数

労働派遣者の総数	令和7年6月1日付け派遣労働者数。	15人
----------	-------------------	-----

2. 派遣先の数

派遣先の実数	令和6年度派遣先事業所数。	4件
--------	---------------	----

3. 派遣料金、派遣労働者の賃金の平均額、マージン率

派遣料金平均額 1日（8時間あたり）の額 (A)	派遣労働者の賃金平均額 1日（8時間あたり）の額 (B)	マージン率 (A-B) / A
13,559円	8,898円	34.4%

※ 平均額については、加重平均とすること

マージンに含まれる費用

社会保険料などの事業主負担分	健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険 労災保険など
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金 (派遣先からは徴収できません)
会社運営に係る経費	健康診断費用、募集費用、営業費用、就業管理費用 (退職準備金)、教育訓練費用、事務管理費用等々
営業利益	派遣料金から賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益

4. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している ・ 労使協定を締結していない

○当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者が対象

○当該協定の有効期間の終期：令和8年3月31日

5. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項（全て、有給・無給で実施）

○ キャリア・コンサルティングの相談窓口： 担当者：佐々木 均 TEL0182-44-7515

○ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の種別	内容	方法
入職時等基礎的訓練	派遣労働者として知っておきたいこと	OFF-JT
職能別訓練	ものづくり教育プログラム	e-ラーニング
職種転換訓練	品質管理プログラム	e-ラーニング
階層別訓練	現場リーダー教育プログラム	e-ラーニング

6. その他参考と認められる事項等

(ア) 定期健康診断

(イ) 永年（10年・20年・30年）勤続表彰制度